

チェンライ日本人会

vol.185

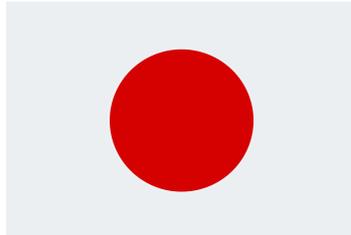


今月の目次

- チェンマイ戦没者慰霊祭
- 会場の様子
- 出張領事サービス
- 遺族年金説明会開催のお知らせ
- ゴルフ愛好会
- 映画鑑賞会
- メーチャンムーガタ会
- カラオケ大会
- 日本人会・新メンバーのお知らせ
- 日本語の看板「キリシャイ山」

チェンマイ戦没者慰霊祭

開催日時：8月14日&8月15日



チェンライ日本人会のメンバー皆様でチェンマイ戦没者慰霊祭に伺いました。3年ぶりということもあり在タイ日本人の方が多数。主催者の方々は献花準備の花が足りないぐらいと言っておられました。ムーンサン会場はおよそタイ人含め80の方が参列し「チェンマイ 領事の挨拶」「副領事のタイ語での同時翻訳」などコロナの影響で数年ぶりということもありたくさんの方が訪れました。これからもこの時期は毎年のイベントとしてチェンライ日本人会から参列していきたいと思えます。

ムーンサンとバーンガートの二会場同時挙行



戦没者・慰霊祭/会場の様子

慰霊祭式典の流れ

午前9時から訪問者の記帳が始まり11時までの約2時間で行われました

日本のテレビ（NHK）を見ながら 起立と着席



ろうそく点火からの供養開始



司会進行（代表）による案内と説明



お坊さんによる法話 袈裟の受け渡し



寺院代表者による挨拶



チェンマイ総領事による追悼の意



献花と焼香

記念撮影と寺院内見学



閉会



■ ムーンサーン寺とその周辺地域

ムーンサーン寺院は、仏歴1981年(西暦1438年) マンラーイ王朝の第8代サムファンケン王の時代に建立されました。「ムーンサーン」の名称は、当時の大臣「ムーンナンスーウィモンキッティ」の名に由来しています。カーウィラ王の時代にあたる仏歴 2325年-2345年(西暦1782~1802年) 頃、サルウィン川の西にあるバン地方(現ミャンマーのラッチャン地方)から移り住んだ村人が定住したウアライ地区の中心にムーンサーン寺院は位置しています。その当時、「野菜は籠へ、人々は都へ」と謳われた時代でもありました。(解説: 人口も少なかった当時のランナー王国は移民受入れを奨励し、都市開発を促進させて発展・繁栄を築こうと計画) 銀細工の技術を持つウアライ地区の村人は、ムーンサーン寺院周辺に定住した当初からチェンマイ領主御用達の職人となりました。先祖から受け継ぐ伝統と技術は今日でも伝承され続けています。

出張領事サービス

8/19 ヱィアンINチェンライ



2023年8月19日に在チェンマイ日本国総領事館による領事出張サービスが実施されました。同日午前9時から午後4時まで、WIANG INN HOTEL CHIANG RAIにおいて、在留届の提出やパスポートの申請・受取、教科書無償配布の申し込みなどのサービスが提供されました。

当日は、チェンライやパヤオなどから多くの在留邦人が来場し、各サービスを利用しました。また、チェンライ日本人会のブースも設けられ、会員募集や活動内容の紹介が行われました。

チェンライ日本人会も在チェンマイ日本国総領事館と連携し今後も領事出張サービスの実施を継続し、タイ在住邦人の利便性の向上に努めてまいります。

主なサービス内容

- 申請
 - 在外選挙登録
 - パスポートの新規・切替え
 - 証明書の申請
- 提出・届出
 - 在留届
 - 住所変更届等
 - 戸籍・国籍関係の届出
- パスポート・証明書の交付
 - 2023年8月4日までに申請したパスポート・証明書の交付



10/14（土）遺族年金説明会開催のお知らせ



10/14（土）に遺族年金説明会を開催いたします。会場はガウマシムの2階を予定しております。決まり次第メール・LINEにてご連絡いたします。

また、日本での難しい手続きにつきましては「法人会員の羽田さん」（チェンライで老人ホーム開業）に会社の事業として行って頂く予定です。

相談の内容によっては、日本の行政書士や社労士と連携して対応できるように今後体制を整えていきます。詳細の案内ができるようになるまでしばらくお待ち下さい。

夫が日本人で妻が現地の方の場合に特に加味すべき項目

適用法律:遺族年金の受給資格や計算方法は、日本の年金制度に基づいています。したがって、詳細なルールや資格基準は日本の法律に準拠します。

遺族の定義:妻が現地の方であっても、結婚が正式に認められていれば遺族年金の対象となります。結婚証明書などの関連文書の提出が求められることがあります。

加入期間:夫が日本の国民年金や厚生年金にどれだけ加入していたかにより、遺族年金の受給資格や金額が変わってきます。

二重年金の問題:妻が現地のなんらかの保障制度に加入している場合、その国の遺族給付と日本の遺族年金との関係を確認する必要があります。

書類の取得と提出:海外在住の場合、必要な書類の取得や提出に時間がかかることがあるため、早めの手続きが推奨されます。

所得税等の影響:年金所得に関して日本や居住国の税法の下で課税されるかどうか、または国際的な二重課税回避のための条約の有無などを確認する必要があります。

通信手段の確保:海外在住の場合、日本の年金機構との連絡手段を確保しておくことが大切です。

チェンライ・ゴルフ愛好会



8月のゴルフ愛好会月例競技会は27日(日)ハッピーシティg.cで日本帰国中の方々等で少なめの9名で参加者はjacr 会員8、ゲスト1計9名で9a.mに心配した雨も無くゲーム出来ました。来月は17日(日)にハッピーティーで開催予定です。詳細は愛好会グループラインで通知します。

“ニイベント案内!”

映画鑑賞会 (成岡会員宅)

8月20日(日曜日)正午より、成岡様のお宅にて、第3回チェンライで名作鑑賞会とし、映画を楽しむ映画鑑賞会を開催しました。

連絡先：成岡・湯口

月イチムーガタ (メーチャン)

会員の堀川さんの奥様が経営されているメーチャンのムーガタ店にて、毎月末にメンバーが集ってムーガタを食する会を開催しています。毎月末の土・日いずれかで開催していますのでお時間ある方はぜひお越しください。ウイスキー・焼酎持ち込み可能です。

ムーガタビューフェ形式：一人189B

連絡先：小杉・菅原

カラオケ大会 (作)

チェンライ市内の日本食レストラン(作)にて毎月第2と第四の午後3時からカラオケ大会を行っています。お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

日本人会・新会員紹介

鈴木富夫さん パーン

桑原俊夫さん パヤオ

法人会員：先日、9日に空港裏手で老人ホーム兼介護センターを準備中のCommunity Japan Asia Network Co.,Ltd.代表羽田さんからチェンライ日本人会へ法人会員としてご入会頂きました。老人ホームは既に準備され国の認可を待っている所です。9月には認可される予定で10月以降には皆さんへご案内出来る予定です。



キリチャイ山について



7月号の日本人会で話題にしたキリチャイ山。

一見、荒廃しているようですが、驚くべき変化が起きています。スカイウォークが建設中で、国際協力機構(JICA)や日本企業も関与しているかもしれない。さらに、「キリチャイ・ヤマ・ラン2022」といったスポーツイベントが開催され、地域経済が活性化しています。

この地には何か起きるかもしれないですね。謎多き関係性と未来の可能性が交錯するキリチャイ山。観光名所としての新たな一面が見え始めています。

キリチャイ・ヤマ・ラン2022の協賛：チェンライ県スポーツ協会、チェンライ市、タイスポーツ庁事務所、そして地域のコミュニティといった多くのステークホルダーが関与